

令和5年度大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練） 年間計画に係る主な変更箇所

令和5年1月
大阪府

標記について、主な変更箇所を下記のとおりとします。なお、長期高度人材育成コースの取り扱い事務については、従来どおり変更ありません。

＜合否結果の通知方法＞

●本人への合否結果については、訓練実施施設から受講決定通知等の郵送による通知は行わず、選考試験時に受験票を配付し、大阪府のホームページにおいて受験者番号を掲載し受験者自らが確認を行うこととする。なお、応募者区分が支援指示の合格者及びハローワークにて訓練申込時に合否結果連絡を希望する者については、訓練実施校から受験者へ直接電話連絡すること。ただし、合否結果連絡希望者は、パソコン・スマートフォン等の情報通信端末機を所持していない等やむを得ない事情がある場合に限る。

＜採点結果表の提出方法＞

●選考試験終了後、指定の日時まで大阪府へ持参としている「選考試験採点表」及び「応募票」の取り扱い方法の見直しを行う。「選考試験採点表」については、選考試験終了後の2営業日目正午までに、大阪府へデータ送信（紙での提出は不要）することとし、「応募票」については、「選考試験採点表」を大阪府に送信後、速やかに追跡番号付きの配送方法等で大阪府に送付するものとする。

＜入校に伴う公共職業訓練等通所届の提出期限（必着日）について＞

●入校に伴う「公共職業訓練等通所届」については「受講証明書」同様に提出期限（必着日）を設定し、郵送による提出とする。なお、「通所手当に係る1ヶ月通勤定期代調べ（受講指示予定者のみ対象）」については、従来どおり入校式3営業日前までに訓練受講予定者が、訓練実施施設に郵送とする提出方法に変わりはない。

＜事業者への説明会について＞

●受託事業者に対して、3月末までに期間短縮に伴う業務手順を変更修正し委託訓練の事務手引きを通知する。併せて、事業者説明会を3月～4月頃に開催を予定している。

今後、調整等により年間計画及び上記日程については変更が生じる場合がある。